

〇くまもと森都心プラザ条例施行規則〔図書館〕

平成22年10月19日

教委規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、くまもと森都心プラザ条例（平成22年条例第120号。以下「条例」という。）の施行に関し、くまもと森都心プラザに設置する図書館（以下「図書館」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所管等)

第2条 図書館は、教育委員会（以下「委員会」という。）が所管し、その管理に関する業務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（第15条において「指定管理者」という。）に行わせるものを除き、熊本市立図書館において行う。

(令7教委規則11・一部改正)

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）は、午前9時30分から午後8時までとする。
- (2) 日曜日及び休日は、午前9時30分から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(令7教委規則11・一部改正)

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎月第3水曜日（当該水曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年1月4日まで
- (3) 特別整理日（毎年7日以内）

(利用の場所)

第5条 図書館資料（熊本市立図書館設置条例（昭和28年条例第62号）第2条第1号にいう図書館資料をいう。以下同じ。）を図書館内で利用しようとするときは、所定の場所で利用しなければならない。

2 前項の規定は、DVD及びCD（朗読CDを除く。）（次条において「視聴覚資料」という。）には適用しない。

（平30教委規則1・平31教委規則8・令7教委規則11・一部改正）

（視聴覚資料の利用）

第6条 視聴覚資料を利用しようとする者は、鑑賞申込書を委員会に提出し、指定の場所でこれを鑑賞しなければならない。この場合において、利用できる視聴覚資料の数量は、1回当たり1点とする。

（平30教委規則1・平31教委規則8・令7教委規則11・一部改正）

（図書館資料の複写）

第7条 図書館資料の複写の交付を受けようとする者は、資料複写申込書を委員会に提出しなければならない。

（平31教委規則8・一部改正）

（個人貸出の対象者）

第8条 図書館資料の個人貸出を受けることができる者は、市内に居住し、通勤し、又は通学する者とする。ただし、委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、図書館は、地方自治法第244条の3第2項に規定する協議により、前項で定める者以外の者に図書館資料の個人貸出を行うことができる。

（平28教委規則7・平31教委規則8・令7教委規則11・一部改正）

（登録）

第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ居住地又は身分を証明する書類（前条に規定する個人貸出を受けることができる者に該当する者であることを証するものに限る。）を添えて利用申込書を委員会に提出し、登録を受けなければならない。ただし、熊本市立図書館設置条例施行規則（平成13年教育委員会規則第19号）第9条第1項の規定により登録を受けた者（同条第2項の規定により熊本市図書管理システムを用いて登録を受けた者を含む。）については、この

限りでない。

- 2 委員会は、前項の規定による登録を受けた者に対し、図書館カードを交付する。
- 3 前項の図書館カードの有効期間は、当該カードを交付した日から5年間とする。
- 4 前項の有効期間は、更新することができる。この場合において、更新後の有効期間は、当該更新の日から5年間とする。

(平31教委規則8・令7教委規則11・一部改正)

(適用除外)

第10条 前条の規定は、熊本市立小中学校及び熊本市立あおば支援学校の児童及び生徒については、適用しない。

(令7教委規則11・追加)

(届出)

第11条 第9条第2項の規定により図書館カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 図書館カードを紛失したとき。
- (2) 第9条第4項の規定による図書館カードの有効期間の更新を受けようとするとき。
- (3) 第9条第1項の利用申込書に記載した事項に変更があったとき。
- (4) 第9条第1項の登録を廃止しようとするとき。

(平31教委規則8・全改、令7教委規則11・旧第10条繰下・一部改正)

(譲渡等の禁止)

第12条 図書館カードは、他人に譲渡し、又は特別の理由のある場合を除くほか、貸与してはならない。

(令7教委規則11・旧第11条繰下)

(貸出し)

第13条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、図書館カード（熊本市立図書館設置条例施行規則第9条第3項の規定により交付され、又は提供された図書館カード及び第12条の2第2項の規定により交付された図書利用カードを含む。）を係員に提示しなければならない。

- 2 図書館資料の貸出しを同時に受けることができる数量は、利用者一人につき10点までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、貸出数量を変

更することができる。

- 3 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から2週間とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、貸出期間を変更することができる。

(令7教委規則11・旧第12条繰下・一部改正)

(貸出の制限)

第14条 委員会は、特に指定した図書館資料について、貸し出す数量を制限し、又は貸出しを禁止することができる。

- 2 委員会は、図書館資料の貸出しを受けた者が当該図書館資料を貸出期間内に返却しないときは、新たな図書館資料の貸出しを行わない。

(令7教委規則11・旧第13条繰下・一部改正)

(指定申請書に添付する書類)

第15条 条例第19条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) 条例第19条第2項第4号に規定する基準を満たすことを説明する書類
- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める書類

(令7教委規則11・旧第14条繰下)

(専決)

第16条 熊本市立図書館(熊本市立図書館設置条例第1条第2項に規定する熊本市立図書館をいう。)の館長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 図書の選定及び購入に関すること。
- (2) 図書の除籍の決定に関すること。
- (3) 指定管理者の指導及び監督に関すること。
- (4) 前3号に準ずること。

(令 7 教委規則 1 1 ・ 一部改正)

(書類等の様式等)

第17条 この規則の規定により使用する書類等に記載すべき事項及びその様式は、教育長が別に定めるところによる。

- 2 前項の様式のうち市民が作成する書類等に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(平 3 1 教委規則 8 ・ 追加)

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(平 3 1 教委規則 8 ・ 旧第 1 7 条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成 2 8 年 4 月 4 日教委規則第 7 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年 1 月 1 8 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年 4 月 1 日教委規則第 8 号)

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 9 月 1 日教委規則第 1 1 号)

この規則中第 1 条の規定は令和 7 年 1 0 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。